

愛知県障害者施策審議会条例（昭和 47 年 3 月 29 日条例第 6 号）

改正 平成 6 年 3 月 28 日条例第 10 号
平成 16 年 10 月 8 日条例第 56 号
平成 12 年 12 月 22 日条例第 66 号
平成 24 年 3 月 27 日条例第 30 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき、愛知県障害者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、市町村の長、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。
- 3 学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。

（会長）

第 3 条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会においては、会長が議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月28日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第66号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成16年10月8日条例第56号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)第2条の規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日条例第30号)

1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に掲げる日(この条例の公布の日が同号に掲げる日後となる場合には、公布の日)から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

2 第2条の規定の施行の日の前日において愛知県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員であった者は、同条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の愛知県障害者施策審議会条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定により愛知県障害者施策審議会の委員に任命されたものとみなし、これらの者のうち、第2条の規定による改正前の愛知県障害者施策推進協議会条例第2条第2項の規定により学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命された委員であったものの任期は、新条例第2条第3項の規定にかかわらず、協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。